

令和 5 年 1 月 1 7 日

専決処分した議案の報告

鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司

次の諮問議案 2 件について、軽易なものかつ特に緊急を要しているものと判断し、鳥取海区漁業調整委員会規程第 5 条第 3 項の規定に基づき原案に同意する旨の専決処分をしました。

同項の規定に基づき、その処分に対する承認を求めます。

1 鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじの令和 5 管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

諮問の日：令和 4 年 1 2 月 6 日

答申の日：令和 4 年 1 2 月 1 4 日

答申の内容：原案に同意する

専決処分とした理由：

このたびの令和 5 管理年度の鳥取県のまあじ漁業の漁獲可能量の設定は、資源管理方針に沿ったものであること、また、令和 5 管理年度が令和 5 年 1 月 1 日から開始されるため、当該漁獲可能量の設定手続きを本年中に終える必要があることから、軽易なものかつ特に緊急を要するものと判断し専決処分とした。

2 令和 4 年漁期の島根県漁業者を対象としたなまこ漁業の許可に係る有効期間の短縮について（諮問）

諮問の日：令和 4 年 1 2 月 1 3 日

答申の日：令和 4 年 1 2 月 1 4 日

答申の内容：原案に同意する

専決処分とした理由：

このたびの許可の有効期間の短縮については、令和 4 年 9 月 2 7 日に開催された第 3 8 7 回委員会で承認された内容の一部変更を加えるものであり、また、当該島根県漁業者が早急に操業開始することを希望していることから、特に緊急を要するものと判断し専決処分とした。

（島根県漁業者を対象としたなまこ漁業については、令和 4 年 1 1 月 3 0 日付けで許可の有効許可期間が満了するが、漁業を営む者の資格となっている島根県知事からの許可の発給が、島根県側の委員会開催の都合により 1 1 月 2 9 日となったため、本県における許可手続きが、1 1 月 3 0 日の当該漁業に係る許可の有効期間の満了の日までに行うことができなくなった。）

（参考）鳥取海区漁業調整委員会規程（抜粋）

第 5 条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決める。可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。

第202200210590号

令和4年12月6日

鳥取海区漁業調整委員会

会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一



鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじの令和5管理年
度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定
により、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定
により諮問します。



第202200219105号
令和4年12月13日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局 局長 國米 洋一
(公印省略)

令和4年漁期の島根県漁業者を対象としたなまこ漁業の許可に係る
有効期間の短縮について (諮問)

令和4年9月22日付けで諮問し、令和4年9月27日付けで原案に同意する旨答申のあったこの漁業の許可について、許可の有効期間を別紙のとおり短縮して定めることについて、鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号)第16条第2項の規定に基づき諮問します。

担当

漁業調整担当 足立

電話: 0857-26-7318

ファクシミリ: 0857-26-8131

第202200210590号

令和4年12月6日

鳥取海区漁業調整委員会

会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一



鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まあじの令和5管理年
度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定
により、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定
により諮問します。

【別紙】

特定水産資源まあじに関する令和5管理年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第16条第1項に掲げる数量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県まあじ漁業	現行水準

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源「まあじ」の知事管理区分に配分する漁獲可能量について

- 農林水産大臣から資料 4 のとおり、漁業法第 15 条に基づき特定水産資源まあじについて、令和 5 管理年度（令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日）の都道府県別漁獲可能量の配分が示された（同時に通知のあったまいわし、さんまは漁獲実績が少なく、配分はなかった）。
- 都道府県知事は都道府県資源管理方針に定めた魚種について、漁業法第 16 条の規定に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聞き、農林水産大臣の承認を受けた上で、知事管理区分に配分する量（知事管理漁獲可能量）を定め、管理する必要がある。
- 鳥取県の漁獲可能量は「現行水準」（※）となっており、鳥取県資源管理方針による、まあじの鳥取県知事管理区分は「鳥取県まあじ漁業」のみであり、鳥取県資源管理方針により、漁獲可能量の知事管理区分への配分量は「全量を鳥取県まあじ漁業へ配分する」こととなっていることから、まあじ漁業の知事管理漁獲可能量を「現行水準」と定めようとするもの。
- （※）全体の漁獲量のうち、おおむね 80% の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量が明示されるが、それ以外の県については、「現行水準」として配分される。この場合、目安となる数量が別途示されるが、著しく漁獲量が増加しないかぎり基本的に数量管理は必要ない（漁獲量の報告は必要）。

1. 農林水産大臣からの本県への配分（資料 1-4）

令和 5 年鳥取県割当数量（知事管理分）

まあじ：現行水準（目安数量 256t）

<参考：まあじ漁獲量>（単位：kg）

年	2018	2019	2020	2021	2022
TAC 報告量	226,122	203,026	383,212	201,173	151,397

※2022 年は 1 月～9 月末までの途中経過の値。参考までに 2021 年 10 月～12 月は 41,597kg である

ことから、令和 4 管理年度の現行水準（263,000kg）は越えない見込み

<参考：令和 5 管理年度まあじ TAC 配分>

●大臣管理分（単位：t）

大中型まき網漁業	45,200
----------	--------

●知事管理分（単位：t）

都道府県名	島根県	山口県	長崎県	大分県	宮崎県	鹿児島県
TAC 配分	22,600	2,800	19,700	2,900	3,100	3,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県及び熊本県については、現行水準

●留保枠（単位：t）30,500

2. 今後の流れ（資料 1-5）

海区委員会への諮問⇒答申⇒農林水産大臣への承認申請⇒承認⇒公表（ホームページ）



4 水管第 2739 号
令和 4 年 11 月 22 日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

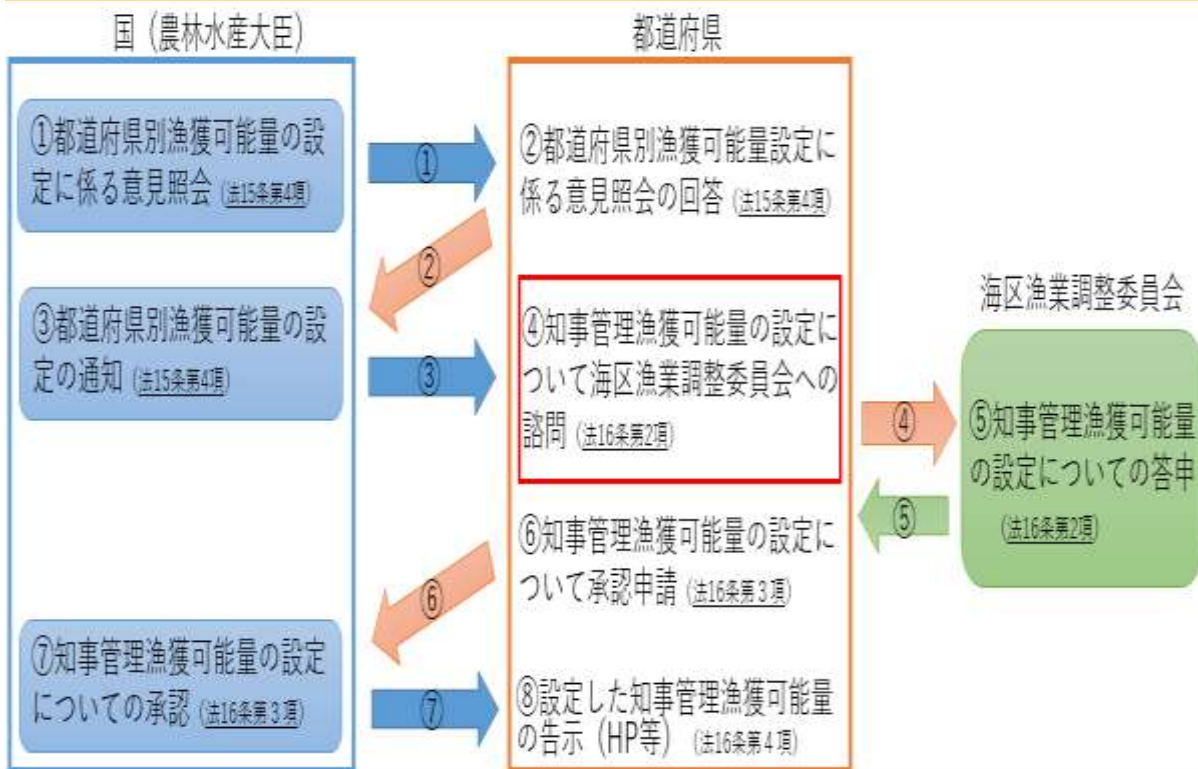
記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 5 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている 都道府県別漁獲可能 量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目 安数量（トン）
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.21%	256
まいわし 太平洋系群			
まいわし 対馬暖流系群		0.00%	

（注記）基本シェアの算定期間（平成 29 年から令和元年）の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配分の対象としない

知事管理漁獲可能量の設定手続き



〈参考〉漁業法（一部抜粋）

〈農林水産大臣による漁獲可能量等の設定〉

第15条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

一 漁獲可能量

二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量（以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。）

三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量（以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「大臣管理漁獲可能量」という。）

2～3略

4 農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴くものとし、その数量を定めるときは、遡及なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。

5～6 略

〈知事管理漁獲可能量の設定〉

第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めるときは、遡及なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遡及なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。